

丸亀市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月27日

丸亀市監査委員	大岡正典
丸亀市監査委員	高木新仁

平成20年度定期監査報告書（第2回）

第1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部	課 等 名		
競艇事業部	経営課、営業課 経営改善推進室	平成20年10月31日 現在の資料による	平成20年12月1日から 平成20年12月22日まで
会計課		平成20年10月31日 現在の資料による	平成20年12月1日から 平成20年12月22日まで
企画財政部	税務課 綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター	平成20年11月30日 現在の資料による	平成20年12月19日から 平成21年1月9日まで
	企画課、財政課	平成20年11月30日 現在の資料による	平成21年1月20日から 平成21年2月20日まで
総務部	秘書広報課、職員課	平成20年11月30日 現在の資料による	平成20年12月19日から 平成21年1月20日まで
	庶務課	平成20年11月30日 現在の資料による	平成20年12月19日から 平成21年1月23日まで
選挙管理委員会		平成20年11月30日 現在の資料による	平成20年12月19日から 平成21年1月23日まで
生活環境部	生活課、市民課	平成20年12月31日 現在の資料による	平成21年1月13日から 平成21年2月3日まで
	保険課、環境課	平成20年12月31日 現在の資料による	平成21年1月13日から 平成21年2月6日まで
	クリーン課、人権課	平成20年12月31日 現在の資料による	平成21年1月13日から 平成21年2月17日まで

## 第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

## 第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

### 【各課共通指摘事項】

交通事故発生から2か月後に事故報告書が提出されている事例が見受けられた。

丸亀市物品管理規則第35条で「使用中の物品について亡失、損傷その他の事故が発生したときは、物品出納課長は、直ちに事故報告書を添付し、物品出納通知書により、会計管理者、市長に報告しなければならない。」と直ちに報告するよう定められている。

また、第4項で事故の発生原因が交通事故等に起因するもので、自動車損害賠償責任保険の対象になっているものについては、所管の部長は、事故報告書の提出に先立って事故速報等を総務部長に送付しなければならないものであることに留意すること。

平成20年度と平成21年度に跨る契約において、平成20年度歳出予算に基づき支出負担行為決議書が作成されているが、平成21年度債務負担行為決議書には誤って契約金額を記載している事例が見受けられた。支出負担行為決議書は当該年度の歳出予算に基づいて契約書等の当該年度の支払予定金額を記載し、債務負担行為決議書には翌年度以降の支払予定金額を記載した上で、法令並びに予算に違反していないことを確認するものであるから改めること。

## 第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

### 1 各課共通検討事項

委託料、使用料等においては、受ける給付の完了を確認してから支払うべきところを割引があるからとして一括前払いしているものがある。前金払できる経費については会計規則第49条に「地方自治法施行令第163条及び令附則第7条に定めるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取り扱い上支障を及ぼすような経費で、市長が特に認めたものは、前金払をすることができる。」との規定はあるが、前金払そのものが支出の方法の特例であり、慎重な取り扱いが必要であると考えるので検討していただきたい。

予算流用計算書に流用の具体的理由が記載されていないものが多く見受けられるので、適正な流用であることを確認するため、明確に記載していただきたい。

施設の使用料や行政財産の目的外使用許可による使用料については、行政財産の使用料徴収条例第7条に使用料等の減免規定があり、同条第3号「市長が認めたとき」の規定に基づき減免しているものが多い見受けられるが、有償貸付が基本であることから減免すべきかどうか慎重に検討していただきたい。

各部課で管理している公用車において、使用頻度が少ないものについては、関係部課と協議するなどして有効活用を図っていただきたい。

土地の賃貸借については、毎年契約を締結している土地があるが、特に建物が建っている土地などについては、長期継続契約とし、土地の借上料はその年度の土地の評価額等を参考として料金改定を行うようにしていただきたい。

### 2 各課個別検討事項

#### 【競艇事業部】

土地の借上げについては平成20年度第1回定期監査報告書において、評価額や近隣の事例を参考として標準的な基準を設けることを検討事項として掲載しているところがあるが、競艇事業に係る土地の借上げ料については地価が下落しているにも係わらず、長期間使用料が改定されていない物件があるので、契約更新時には見直しを検討していただきたい。

#### 【会計課】

支払資金の確保について、歳計現金の不足分については、一時借入金により対応することだが、将来的には合併特例債の活用が多くなることから、支払資金の確保対策を考える必要がある。方法としては、基金への積立時期を調整する。他会計からの繰入金の繰入時期を早める。合併特例債事業の支出が多くなることから資金前借制度を利用する。基金からの繰入時期を調整する。基金の繰替運用を行う。最後が一時借入金かと思われるので、財政課とも協議しながら支払資金の確保に努めていただきたい。

#### 【生活環境部】

##### 環境課

墳墓使用料返還において、墳墓返還届に返還年月日の記載がないものが見受けられたが、これは返還額の積算根拠となるものであることから、明確に記載していただきたい。